第二十七条		
第二十八条第一項	森林環境税の収入額に相当する額	二百億円
	十分の九	五分の四
	公表された結果	公表された結果又は林野庁長官が実施した調査のうち総務省令で定める調査の最近に公表された結果
第二十九条	十分の一	五分の一
第三十条第一項	十分の九	五分の四
	十分の一	五分の一
第三十条第一項の表九の項	当該年度の初日の属する年の三月から八月までの間の収納に係る森林環境税の収入額に相当する額	百億円
第三十条第一項の表三の項	当該年度の初日の属する年の九月から翌年の二月までの間の収納に係る森林環境税の収入額に相当する額	百億円

2　平成三十四年度及び平成三十五年度において市町村及び都道府県に対して譲与する森林環境譲与税に係る第二十七条から第三十条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十七条		
第二十八条第一項	森林環境税の収入額に相当する額	三百億円
	十分の九	五分の四
第二十九条	十分の一	五分の一
第三十条第一項	十分の九	五分の四
	十分の一	五分の一
第三十条第一項の表九の項	当該年度の初日の属する年の三月から八月までの間の収納に係る森林環境税の収入額に相当する額	百五十億円
第三十条第一項の表三の項	当該年度の初日の属する年の九月から翌年の二月までの間の収納に係る森林環境税の収入額に相当する額	百五十億円

3　平成三十六年度において市町村及び都道府県に対して譲与する森林環境譲与税に係る第二十七条から第三十条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十七条			
第二十八条第一項	収入額	収入額から平成三十六年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第四条第二項及び第三項の規定による借入金並びに同法第十五条第一項の規定による一時借入金（森林環境譲与税に係るものに限る。）の支払に充てるために必要な額において「利子支払額」という。）を控除した額	五分の四
	十分の九		
第二十九条	十分の一		五分の一
第三十条第一項	十分の九		五分の四
	十分の一		五分の一
第三十条第一項の表九の項	三月から八月までの間の収納に係る森林環境税の収入額に相当する額		四月から翌年の二月までの間において収納すべき森林環境税の収入額の二分の一に相当する額（次項において「見込譲与額」という。）
第三十条第一項の表三の項	九月から翌年の二月までの間の収納に係る森林環境税の収入額		四月から翌年の二月までの間において収納した森林環境税の収入額から見込譲与額及び利子支払額を控除した額

4　平成三十七年度から平成四十年度までの各年度において市町村及び都道府県に対して譲与する森林環境譲与税に係る第二十七条から第三十条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十七条		
第二十八条第一項	十分の九	二十分の十七
第二十九条	十分の一	二十分の三
第三十条第一項	十分の九	二十分の十七
	十分の一	二十分の三
第三十条第一項の表九の項	収入額	収入額から当該年度における合計償還額の二分の一に相当する金額（次項において「九月償還額」という。）を控除した額
第三十条第一項の表三の項	収入額	収入額から九月償還額との差額及び利子支払額を控除した額

収入額から二百億円及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第四条第二項に規定する利子支払費用相当額の六分の一に相当する金額の合計額（第三十条第一項において「合計償還額」という。）並びに当該年度における同法附則第四条第二項及び第十五条第一項の規定による借入金並びに同法第十五条第一項の規定による一時借入金（森林環境譲与税に係るものに限る。）の利子の支払に充てるために必要な額に相当する金額（第三十条第一項において「利子支払額」という。）を控除した額